

平成24年(受)第1478号 損害賠償請求事件平成27年3月4日 最高裁大法廷判決文責：永口 学
監修：若林 茂雄

最高裁は、平成27年3月4日、①不法行為によって死亡した被害者の損害賠償請求権を取得した相続人が労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金の支給を受けるなどした場合に、遺族補償年金との間で損益相殺的な調整を行うべき損害は逸失利益等の消極損害の元本であるとし、②このような損益相殺的な調整をするに当たり損害が填補されたと評価すべき時期について、不法行為の時であると判示した。

本件は、長時間労働等による精神障害が原因で死亡したとして労災認定されたAの両親(X1、X2(上告人))が、Aを雇用していたY(被上告人)に対し、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を求めた事案である。

原審(東京高判平成24年3月22日労働判例1051号40頁)は、Yの責任を認めたが、損害の算定に関して労働者災害補償保険法(労災保険法)に基づく遺族補償年金の取扱いが問題となった。すなわち、遺族補償年金はAの死亡による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整をすべきであり、かつ、特段の事情がない限りその填補の対象となる損害が不法行為の時に填補されたものとして損益相殺的な調整をすることが相当であるとし、遺族補償年金を損害賠償の元本に充当し、その充当の範囲においては遅延損害金も発生しないことを前提とした損害額の認定を行った。

これに対し、Xらが、上記認定は、最判平成16年12月20日集民215号987頁(以下「平成16年最判」という。)に反するとして、上告した。

最高裁は、次のように判示し、かかる判示に抵触する限度で平成16年最判を変更した。

[判決要旨]

①遺族補償年金は、労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失を填補〔し〕〔中略〕その填補の対象とする損害は、被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり、かつ、相互補完性があるものと解される。他方〔中略〕遅延損害金を債務者に支払わせることとしている目的は、遺族補償年金の目的とは明らかに異なるものであって、遺族補償年金による填補の対象となる損害が、遅延損害金と同性質であるということも、相互補完性があるということもできない。

したがって、被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けるこ

とが確定したときは、〔中略〕上記の遺族補償年金につき、その填補の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。

②遺族補償年金は、労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失の填補を目的とする保険給付であり、その目的に従い、法令に基づき、定められた額が定められた時期に定期的に支給されるものとされて〔おり〕〔中略〕その支給分については当該遺族に被扶養利益の喪失が生じなかったとみるのが相当である。

上述した損害の算定の在り方と上記のような遺族補償年金の給付の意義等に照らせば〔中略〕損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、制度の予定するところと異なっ
てその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、その填補の対象となる損害は不法行為の時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整
をすることが公平の見地からみて相当である。

[解説]

不法行為に基づく損害賠償額の算定において、被害者が死亡又は障害を残したことにより受給する社会保険給付についてどのように損益相殺的な調整を図るべきかについては、最判昭和50年10月24日民集29巻9号1379頁が、遺族年金等につき受給権者の損害賠償債権からだけ控除すべきであると判示し、最大判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁が、原審口頭弁論終結時において支給を受けることが確定していた遺族年金額を控除すべきであることを判示し、最判平成11年10月22日民集53巻7号1211頁が、遺族年金をもって損益相殺的な調整を図ることのできる損害は逸失利益に限られ、他の財産的損害や精神的損害との関係で控除することはできないと判示していたところであった。

本判決は、新たに、不法行為によって死亡した被害者の損害賠償請求権を取得した相続人が、労災保険法に基づいて遺族補償年金の支給を受けるなどした場合の遺族補償年金との間で損益相殺的な調整を行うべき対象と調整（損害の補填）の時期につき、平成16年最判を変更し、調整の対象となる損害には遅延損害金は含まれないこと、及び、調整の時期は、労災保険給付を受給した時点ではなく、不法行為の時点であることを明らかにしたという意義がある。

判決要旨②については、考え方としては、(ア) 事故日から弁済等の日まで遅延損害金は発生することを前提に、調整に当たってもまずは遅延損害金から充当すべきである、(イ) 事故日から弁済等の日まで遅延損害金は発生するものの、調整に当たっては元本から充当すべきである、(ウ) 調整に当たっては元本から充当すべきであって、充当された範囲では事故日から弁済等の日までの遅延損害金も発生しないという3つに大別される（(ア) → (イ) → (ウ) の順に被害者乃至その相続人に不利になる。）。

平成16年最判では、自賠責保険金のみならず、特段の事情がない限り社会保険給付についても、民法491条1項の定める充当順序によるのが妥当であるとの判断を示していた（ただし、被害者の請求自体が（イ）の構成に基づいたものであり、同最判が（ア）（イ）いずれの考え方に拠っていたのかは明確ではない。）。

しかしながら、かかる判断に対しては、いわゆる社会的給付は、各給付の基礎となる法が定める目的のために支給されるものであり、損害賠償制度とは趣旨や目的を異にする上、そもそも遅延損害金を填補する性質を有していない、社会保険給付は、加害者とは関係なく給付がなされるものであり、被害者が給付を求めるかどうかも任意であるので事故後当然に発生する遅延損害金¹と同質性を有しているといえるか疑問である、などの批判が寄せられていた。

また、最高裁自身も、最判平成22年9月13日民集64巻6号1626頁では、不法行為の被害者が障害基礎年金等を受給していた事例において、同年金等と損益相殺的な調整を行うべきは填補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で行うべきであると判示し、更に、公平の見地から、特段の事業のない限り、同年金等が請求され、又は支給することが確定することにより、その填補の対象となる損害は不法行為の時に填補されたものと法的に評価すべきであると判示し、上記（ウ）の考え方を採用した。さらに、最判平成22年10月15日集民235号65頁では、千葉裁判官より、平成16年最判の見直しの可能性も示唆した補足意見が示されていた。

本判決は、上記の流れからすれば、予想される判断であったといえなくもないものの、不法行為により被害者が死亡した場合の事例についても、填補の対象となる損害は、不法行為の時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整を行うべきであるとの新判断を示し、上記（ウ）の考え方を採用したものであって、損害賠償請求の実務に与える影響は極めて大きいといえる。

¹最判昭和37年9月4日民集16巻9号1834頁は、不法行為による損害賠償義務は、不法行為の時に発生し、かつ、何らの催告を要することなく遅滞に陥ると判示している。